

第4号議案

本機関への系統アクセス妥当性確認依頼（接続検討回答）に対する
回答について（回答予定日：平成28年3月3日）

（案）

送電系統への発電設備系統連系希望者から本機関に対して依頼があった系統アクセス妥当性確認1件に関し、業務規程第46条第1項の規定に基づき、一般電気事業者の検討内容について、下記のとおり確認し、回答する。

受付番号	受付日	確認結果
AR15D0001	H27.10.8	<p>検討対象年度、検討断面等の前提条件および工事の必要性については、妥当である。</p> <p>所要工期・工事費については、本件工事の前提となる当該系統の作業停止期間の考え方により変動することとなる。本接続検討を実施した一般電気事業者は、当該系統において現在実施中の工事における停止実績を基準として所要工期・工事費を算定しており、この前提条件の範囲では、所要工期・工事費についても妥当といえる。</p> <p>しかし、当該一般電気事業者は、今後、本系統利用ニーズも踏まえ、停止期間の調整等により工期短縮に向けた検討が望まれる。</p>

以上

添付：

- ・妥当性確認結果（AR15D0001）
- ・接続検討回答についての妥当性確認依頼申込書